

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 20 年 度
条 例 名	県営土地改良事業分担金徴収条例		
条 例 番 号	昭和 31 年神奈川県条例第 58 号	法 規 集	第 9 編第 2 章第 2 節
所 管 部 局 室 課	環境農政部農地課		
条 例 の 概 要	土地改良法第 91 条第 1 項の規定により、県営土地改良事業によって利益を受ける者から分担金を賦課徴収する。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔 現在でも 必要な 条例か。 〕	事業費の受益者負担を可能とするため、県営土地改良事業につき、利益を受ける者から分担金を徴収することが必要である。また、分担金を徴収するためには地方自治法第 228 条第 1 項により条例の定めが必要である。	
	有効性 〔 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 〕	地方自治法第 231 条の 3 により督促、滞納処分が可能であり、義務の履行が制度的に担保されている点で有効性が認められる。	平成 15 年から 19 年までの 5 年間で延べ 10 件 計 578,096,200 円の分担金が県営土地改良事業の事業費に当てられている。
	効率性 〔 現行の内 容で効率 的といえ るか。 〕	分担金を直接受益者から徴収するかわりに土地改良区から徴収することができるなど、徴収事務の効率化が図られている。また、県独自の点のみを条例により規定しており（全 8 条）、効率的な構成となっている。	平成 15 年から 19 年までの 5 年間に於いて分担金の収入未済金は 0 円で、分担金の総額の定めについて効率性が認められる。
	基本方針適合性 〔 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 〕	事業の施行地域を区域内に含む市町村が費用負担に同意した場合には当該市町村が第一次的負担義務者となるなど、県・市町村の役割分担の適正化を実現する点で「行政システム改革基本方針」に沿うものである。	
	適法性 〔 憲法、法 令に抵触 しないか。 〕	分担金の総額の範囲、被徴収者、徴収の時期が明確に定められている点で適法性が認められる。また、本条例は受益者の負担を原則として総事業費の 100 分の 25 以内としており、これは受益者の利益の範囲で分担金の徴収を認めた土地改良法の委任の趣旨に反しない。	
	その他	法令の引用部分の整備を要する規定があるため、改正を検討する。	
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	法令の引用部分の整備を要する規定があるため、改正を検討する。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>